

< 主な調査票の記載事項 >

札幌市 2種3級 第1腰椎脱臼骨折による両下肢の機能障害により歩行が困難なものの杖使用 毎週1回以上使用

< 自由記載 >

1. 通院している病院に十分な駐車スペースがなく、路上駐車をしなければ受診できない。
2. 両下肢ともに痛覚及び疲れがひどく歩行が困難のため長距離の歩行が困難。
3. 特に凸凹のある路面及び雪路の歩道の歩行は困難で公共交通機関と目的地までの移動が困難である。
4. 駐車除外が利用できなければ通院をはじめ、その他の外出が極端に制限される。

札幌市 2種3級 右大腿1/2以上欠損 義足使用 毎月1回以上使用

< 自由記載 >

現在大腿義足とステッキを使用している。断端が短いために転倒したりすると義足が外れることもある。冬に路面が凍った際には、義足を使用していると滑って転倒することが多く、特に横断歩道は滑りやすく怖い。以前横断歩道の真ん中で転倒し、義足が外れてしまったことがある。

現在、持病があり月一度通院しているが、病院からもらう院外処方箋を持って外の薬局へ行かなければならず、氷の道を歩くことができないため車を使わなければならない。薬局の前に駐車する際に駐車禁止除外の標章を使用させてもらっている。

仕事上毎月2回以上飛行機を利用するため千歳空港のB駐車場を利用しているが、身体障害者用のスペースを利用させてもらっている。その際には駐車中に標章の提示が求められる。もしそのスペースを利用できなくなると、冬に駐車場内の路面が氷になっている場合は、氷上を長距離歩くことは困難であり、駐車場の利用ができない状態になる。

今回の駐車禁止除外の標章の交付対象の変更に関しては、対象外になってしまう下肢不自由者として、生活が不自由なものになってしまうことから、是非、再度の見直しをお願いしていただきますよう、心から宜しく願い申し上げます。

札幌市 2種4級 右亜脱性股関節性による右股関節機能の全廃 杖使用 毎週1回以上使用

< 自由記載 >

仕事上銀行へよく行くが駐車場（ゴンドラ型）に入られない。長時間歩行は困難
障害者用駐車スペース（病院）ある所は良いが、少なかったり利用できないことが多い
病院などタクシーで行かなければならなくなる（お金がかかる）

冬は特に歩行困難になる

私は60歳なので若い頃より一段と歩けなくなった。

個々の状況に応じて欲しい（等級の他に）

独身で1人暮らし、ますます生活しにくくなる。

自活できなくなる心配があります。

札幌市西区山の手 2種4級 両変形性関節症による両股関節機能の著しい障害 杖使用 毎週1回以上使用

< 自由記載 >

定年退職後、専門学校の臨時講師を週2回、カルチャーセンターの茶道講師、その他ボランティアなどで資料などの持ち込みが有り戸口から戸口へとこのシステムにより社会参加をさ

せて頂き充実した時間を過ごしていましたが、システムが変わり人間性の不在を感じる変更に対し憤りを感じ公安局へ行こうと思っている矢先にこのページを知りメールしました。

このような暖かさを感じる事のできないシステムを造り出す人間を世に出す環境、自分の身に置き換えて考えられない人達が多くなっている。坂の上から、重い荷物を抱えての移動。誰がこのシステムに変えたのか、どうして変えたのかなど、ハッキリと教えてもらいたい。

札幌市 2種5級 無腐性骨頭壊死 体幹装具使用 毎日使用

<自由記載>

現時点ではまだ人工骨頭の手術をしなくてもよいとの医師からいわれてますが、歩行はかなりきつく、近場で歩行はよいのですが遠くからではきつい。年金生活で有料駐車場代もきびしです。先日更新期限を過ぎているのに気がつき警察で初めて言われてわかり、なぜ法律がかわったか聞いても警察ではわからないとのへんじでした。

区役所の人のお話では警察に問い合わせたら歩行可能な人には、今後許可しないことになったとの返事だそうです。法律の改定もあまりアピールがなく2年間の猶予もありませんでした。道公安委員会もなにもマスコミに知らせることもなかったことは新聞記者から聞きました。

小樽市 2種3級 両変形性股関節症による両股関節機能全廃 杖使用

<自由記載>

障害名に記したとおり、買い物、病院、親の介護その他総てに対して車がなければ日常生活が不可能である。駐禁除外車標章があっても、なるべく迷惑にならないようにと中心街へ出向くのは差し控えているが、いざという時に標章があれば安心できる。標章が使用できなくなると益々外出を控えなくてはならない。他者との交流もなく、引きこもりになる。どうして弱者いじめをするのか。日ごろ感じている福祉後退に拍車をかけている。標章を取り上げる前に、たとえばタクシー券の助成、障害者が利用する施設の駐車場の完備（小樽身体障害者福祉センターは駐車場もない）、道路を整備し、駐車禁止場所を少なくする（一般の者にもやさしい）町づくり対策をお願いしたい。私にとって生きる為に標章は必要不可欠であります。

旭川市 2種3級 両膝関節萎縮、右下腿短縮6センチ 杖使用

<自由記載>

杖をついての冬道の歩行は大変です。まして、遠くへ車を止めては滑ります。雪道はとても歩きにくいです。本当に障害者の事を考えているのでしょうか？

今回の改正にはとても賛成出来ません。歩くのが困難な方のための禁止除外指定車標ですよね...（理解できません）

旭川市 2種3級 左太腿1/2以上で切断 義足使用

<自由記載>

仕事の関係で外回りをしているので、駐禁除外が出来なくなると会社を退職しなければならぬ状態になる。特に冬は困る。

旭川市 2種3級 バージャー病による両下肢機能の著しい障害（歩行限度約1km） 杖使用

<自由記載>

バージャー病を29歳時に発病し、両下肢機能の著しい障害により歩行困難（歩行限度約1km）として手帳を昭和62年に交付されました。しかし歩行限度は年々短くなり、今では1/10の100mくらいで休み休み歩行しますが、その距離は50mくらいになり休憩してまた歩き出す状態です。そのため車は必需品であり、外出はほとんど

車を利用しますので駐禁除外は大変助かっています。

しかし昨年11月に証票を更新しましたが、その際、向こう3年目の9月13日で期限が切れる(経過措置)との通告を受けました。これでは3年後からの社会参加、通院は大変で、苦痛そのものとなるのは明らかで、何とか継続して欲しいと願うばかりです。それにしても、何故標章の範囲を機械的に決め、せばめるのか理由がわかりません。

継続により予算的に支障が出るとも考えられませんが、3年間の猶予により病気が回復するものでもなく、他に本人也に対策を考えよとなってもどうにもなりません。疎なため切り捨てられてしまうことに納得できません。今までどおり是非認めていただき、社会生活や通院時の苦痛をやわらげるようにしてほしいし、今回の措置はバリアフリー精神やノーマライゼーションの街づくりにも逆行するものではないでしょうか。決して乱用しているわけでもなく、必要であることを理解願いたい。

旭川市 2種4級 下肢障害(主な症状:2分以上の起立困難、歩行能力60m程度)
<自由記載>

・現在、生活上において困ること

(1) 台所での仕事がきつい

立って2~3分もすると腰、両足(特に左)のしびれ、痛みが強くなり作業が出来なくなるので椅子に座って2~3分休んでから作業を再開する。これの繰り返し。

高さ12cm位の台を用意して、これに片足を交互に載せて作業をするが、しびれ、痛みが強くなると我慢できなくなる。(椅子に座る)

(2) 歩くのが辛い

50mも歩くと腰、両足(特に左)のしびれ、痛みが強くなり歩けなくなる。(座る)

バスを利用することが出来ない

日常的な所用、買い物、通院等において、バスを利用することがあったが、バス停まで歩くことが出来なくなり、バス利用は不可能になった。

自動車を使用した場合、駐車場から目的の場所まで往復歩くのが大変である。

・身障手帳の交付申請について

(1) 自動車の運転能力の衰えを自覚し始めたので、平成17年の喜寿を機会に免許証の返納を考え、次期の免許証の更新時講習は受けない予定だったが、丁度そのころより腰の痛みが強くなり、歩行が苦痛になった。自動車に頼らざるを得ない状態になったので、それまでの思いを変えて平成18年度、免許証の更新時講習を受けて更新し、必要最小限度の範囲内で自動車を使用している。しかし、障害があると自動車を利用しても次のような困難点がある。

(2) 自動車利用時の困難点

日常の買い物は、駐車場から店舗が近いので近文農協店、近文生協店を主体としていたが、平成18年度、19年度に相次いで閉店となって利用できなくなった。近くの大型スーパーを利用せざるを得なくなったが、ウエスタンモイオンも駐車場が広いが、混んでいる時は店舗近くに駐車することが出来ない。やむを得ず開店時刻直前に行き、入り口近くに駐車するよう努めなければならない。

駐車禁止の道路沿いの官公署、民家等に短時間で済む所用があっても、近辺の駐車場を探さなければならない。駐車場が遠いと所用の場所までの往復が大変であり、所用を済ますことが出来ないことがある。

大きな病院に通院の時、駐車場が病院の入り口から遠くなると往復歩くのが大変である。診察予約時間が11時でも、8時過ぎに行って入り口近い所に駐車するようしなければならない。

以上のようなことから、身障手帳や標章を交付してもらうことによって、心身の負担がかなり軽減され、生活の質が向上することを願って申請した。

申請年月日：平成19年10月29日 交付年月日：平成19年12月25日 手帳受理：平成20年1月7日

・旭川中央警察署へ申請に行く

窓口の係の方の説明「道路交通法が改正になって平成19年9月から下肢障害4級では申請できなくなりました」とのこと。昨年8月までに指定された5級・4級の人は今後3年間有効の措置があるとのこと。

駐車禁止除外指定を受けることによって私の生活が数段向上することを期待していただけに私の失望は大きかった。 希望の日から絶望の日へ

室蘭市 2種5級 事故による左腓骨神経断裂、左腓骨神経麻痺性足関節全廃 体幹装具使用

<自由記載>

・歩行能力について

障害等級は軽く補装具で歩行は可能ですが、足関節は不安定な状態であり、時折よろけたりします。また、加齢により足腰の衰え、バランス感覚の低下などによりふらつく事があるなど、歩行に不安を感じているところです。

・日常生活及び社会参加活動が大幅に制限される

北海道及び近隣の県では、高地価の地域以外のほとんどの施設は屋外駐車場であり、公共施設も同様です。冬期間降雪及び路面凍結、また除雪期以外でも悪天候など屋外駐車場は肢体不自由者にとっては、管理された駐車場内であっても常に転倒による負傷の危険があり、私も数度転倒し通院した経験があります。一般駐車場（満車の場合はさらに遠方）からではその危険の度合いは数段高くなります。

今後公共施設に倣い一般の店舗施設でも、障害者用の駐車には標章提示が求められ、障害者手帳所持者ではあるが標章のない障害者は利用出来ない事になり、さらに事故の危険性が増します。（イベント会場など一度に多数が集まる場合は特に）また、駐車場設備のない施設等での買物や理髪などは、他店駐車場に無断駐車するか、施設前に道交法に違反して駐車する事となり、社会的に迷惑な状態が生じます。

したがって、これらの危険や不自由な状態を避けるため、外出を極力控えることを余儀なくされ、社会参加活動に支障をきたす事となります。

釧路市 2種4級 右膝関節不全強直でのその用を廃す

<自由記載>

平成19年9月14日より施行された改正後の「駐車規制・駐車規制制度」により、私が現在交付を受けている駐車禁止除外指定車標章は、特例延長の有効期限である平成22年9月13日を以って失効となります。改正ポイントである「対象者の範囲を原則として介助が必要な障害者」とする為、介助の必要がないと判断される私を含む全障害者にはそれ以降標章を与えぬ、という事です。

下肢4級は介助の必要性が無い。何を基準にそう定義されるのか。

下肢4級は障害の状態別判定基準が1～6等に分かれており、一概に4級だから介助の必要性が無いとは断言できない筈。今般の改正によれば、下肢障害者は3級の1等以上が対象者とされております。けれども厳密に考えますと、両下肢をショパー関節以上で欠き、かつ車輛運転が可能な障害者はいったいどれだけおりますでしょうか。だからこそ車輛を運転しない、もしくは出来ない方々の為に交付対象を障害者本人としたのだ、といわれるのならば、これは暴力的極論解釈の末に成り立った改正であったと受け止めざるを得ません。なぜなら、現在に至るまでは『障害を持ちながらも、駐車禁止除外指定車標章があるおかげで自立した生活、もしくは仕事をこなせていた下肢障害者』が、来る平成22年9月14日より『駐車禁止除外指定車標章が無い為に、自身でこなせていた車輛を介する仕事や生活の一部を全

て第3者に委ねる生活』が強いられる事になるからです。

国策として障害者の自立を支援する為の障害者自立支援法を定めておきながら、その一方で障害者が自立する手助けとなっていた駐車禁止除外指定車標章の交付対象を厳しく制限する事は、ある意味矛盾とも言えるのではないのでしょうか。個々の生活状況と支援すべき方を多角的に捉えた上で、交付の有無を決定すべきと思われてなりません。

しかしながら、駐車禁止除外指定車標章の交付対象が【車輛】から【障害者本人】へと変更された事は最良の方策でした。これにより駐車禁止除外指定車標章が不当な理由で行使される事はなくなったわけですから。

我々障害者を取り巻く環境は、日々改善されて素晴らしい世の中に変化してきております。とりわけ40～60年前と比較致しますと雲泥の差と言っても過言ではありません。しかしその反面、より暮らし難くなった点も少なからず存在致します。統計として集計される障害者の数は只の数字ではなく、一人一人が生きており自立を願う人間である事を十分にご理解していただいた上で、障害者に関する法改正等を行なうに至って頂きたいと心から願いつつ、本調査への記述を終了致します。

帯広市 2種4級 左変形性股関節症による左股関節機能の全廃(4級) 左下肢
3.5cm短縮(7級) 杖(人工骨置換)使用

<自由記載>

私は生まれたときより脱臼で大きくなり、歩くのは大変です。30代で2回手術、杖について歩いていました。50代で人工骨になりました。杖について歩いていましたが何とか車の免許をとり遠くまで行くことができるようになりました。だから街に用たしも全部車を運転してすぐそばにおかせてもらえる有りがたさを感謝しています。しかしそれがダメになったら年は取って行くし歩けないのでどうなるのか心配です。どうか元気で年を取るにはどうぞよろしくお願いします。主人は目が悪いので運転できません。

北見市 2種5級 右足関節外傷性拘縮右下肢発育不全

<自由記載>

- ・歩行困難のため、車を利用している。
- ・下肢障害の排除は理解できない。(明確な理由を知りたい!!)
- ・改正後、半年たらずで批判が相次ぎ見直し検討となったが、道公安はいかに障がい者の実態を把握していないのか。あきれてしまう。
- ・障がい者も外に出よう!と言いながら、不合理な制度ばかりで…。これ以上障がい者の外出を妨げない行政を進めてほしい。

* 上記の記載事項は、抜粋した調査票の記載内容を転記したものです。

* 掲載順は、「7. 回答者数」に記載した市町村順(居住地)と等級順としています。

* すべての調査票の記載内容は、参考資料1に掲載しています。